

買受申出をされる方へ

本件は、

物件番号 1、2、5

と

物件番号 3、4、6、7

に分けて売却しております。

入札を申し込む際には、必ず物件番号を明記してください。物件番号の記載がない場合には、その入札の申し込みが無効となるおそれがあります。

本件は、民事執行法73条1項により売却許可決定が留保される可能性がありますので、ご注意ください。

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年 () 第 号	物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書9参照） この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人 (法人)	代表者	法人の所在地	〒
		法人の名称	
		代表者氏名	(印)
		役員	別紙「買受申出人 (法人) の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人 (個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年 () 第 号	物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。		
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書9参照） この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人 (個人)	本人	住 所	〒
		(フリガナ)	
		氏 名	(印)
		性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人 (法人) の役員に関する事項			
1	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
2	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日
	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
3	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日
	住 所	〒	
	(フリガナ)		
4	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日
	住 所	〒	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月22日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月 6日 午前 9時00分から 令和 8年11月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年11月20日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年12月 4日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 8年10月22日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 吹田市江坂町一丁目
地 番 6番6
地 目 宅地
地 積 81.46平方メートル

所有者 亡A相続財産

2 所 在 吹田市江坂町一丁目
地 番 6番7
地 目 宅地
地 積 66.62平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

所有者 亡A相続財産

5 所 在 吹田市江坂町一丁目6番地6
家屋 番号 6番6
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 42.47平方メートル
2階 49.03平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約43.69平方メートル
2階 49.03平方メートル

所有者 ライトレーディング株式会社



物 件 明 細 書

令和 8年 9月 2日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

1 不動産の表示

【物件番号1, 2, 5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2, 5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

ランドコーポレーション株式会社が駐車場として使用している。同人の占有権原は買受人に対抗できない。

【物件番号5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 吹田市江坂町一丁目
地 番 6番6
地 目 宅地
地 積 81.46平方メートル

所有者 亡A相続財産

2 所 在 吹田市江坂町一丁目
地 番 6番7
地 目 宅地
地 積 66.62平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

所有者 亡A相続財産

5 所 在 吹田市江坂町一丁目6番地6
家屋 番号 6番6
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 42.47平方メートル
2階 49.03平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約43.69平方メートル
2階 49.03平方メートル

所有者 ライトレーディング株式会社



令和7年(ケ)第408号
令和8年5月14日受理
令和 年 月 日提出
8.7.24

現況調査報告書

(物件1, 2, 5)

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 吹田市江坂町一丁目
地 番 6 番 6
地 目 宅地
地 積 81.46 平方メートル
所有者 亡A相続財産

2 所 在 吹田市江坂町一丁目
地 番 6 番 7
地 目 宅地
地 積 66.62 平方メートル
所有者 亡A相続財産

5 所 在 吹田市江坂町一丁目 6 番地 6
家屋 番号 6 番 6
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 42.47 平方メートル
2 階 49.03 平方メートル
所有者 ライフトレーディング株式会社



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	吹田市江坂町1丁目6-3			
土地	物件1, 2			
現況地目	■宅地（物件1） □公衆用道路（物件 ） ■宅地一部公衆用道路（物件2）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ■その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ■「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	■ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件5			
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主たる建物 □附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ■床面積：1階約43.69㎡			
物件目録にない附属建物	■ない ☐ ある ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	■ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		□債務者 ■ライフトレーディング株式会社	
占有状況		■敷地 ☐ 駐車場 ☐ □居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■B(目的物件の管理者) ☐ ()の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原		□賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		平成22年3月1日頃	
最初の	契約日	年 月 日	
契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 □その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 □その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)	
敷金・保証金		□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		□譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件2関係)			
占有範囲		☒ 全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ☒ ランドコーポレーション株式会社	
占有状況		☐ 敷地 ☒ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人(☒ B(占有者代表者) ☐ ())の陳述/ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期		令和5年3月1日	
最初の	契約日	令和5年2月7日	
契約等	期間	令和5年3月1日から ☒ 令和10年2月29日まで 5年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

表札 「D」、「E」

郵便受け 見当たらない

2 目的土地（物件1）の現況について

- (1) 目的土地は、目的建物の敷地として利用されている。
- (2) 目的土地を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致するものと思われる。ただし、目的土地については、法務局に地積測量図の備え置きがないため、正確には専門家による測量等を要する。
- (3) 目的土地は、建築基準法上の道路（物件2の目的土地）に接面している。

3 目的土地（物件2）の現況について

- (1) 目的土地は、件外土地（地番6番9及び6番1）の一部とともに位置指定道路（建築基準法42条1項5号の道路）となっており、目的建物及び件外建物（家屋番号6番8）への進入路であるところ、現状は駐車場として使用されている。ただし、目的土地の西側部分は位置指定から外れているため、宅地扱いとなる。
- (2) 目的土地を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致するものと思われる。ただし、目的土地については、法務局に地積測量図の備え置きがないため、正確には専門家による測量等を要する。

4 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。目的建物の1階部分に増築箇所がある。
- (2) 目的建物は、外壁の亀裂、雨漏りによる天井や畳の腐食などが散見され、保守状況は良好ではない。
- (3) 目的建物内部には、動産類はほぼ存在しない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
B (目的物件の管理者、使用借人ランドコーポレーション株式会社代表者)	1 私は、目的土地の所有者であった亡Aの甥です。目的建物の所有者ライフトレーディング株式会社の代表者から目的物件の管理を任されています。 2 目的建物は、従前、Aの兄である亡Cの所有でしたが、Cが高齢になったこともあり、所有者ライフトレーディング株式会社に所有権を移転したものです。同会社の代表者は、従前、Cが経営していた会社の従業員であったことから、このような形になったのだと思います。 3 目的土地の使用について、Aとライフトレーディング株式会社の間には何らの契約もありませんし、地代の支払もないと聞いています。私が代表者を務める会社もAから目的土地（物件2）を駐車のために借りていますが、無償で使用しているものです。 4 目的建物は、10年位前まで入居者がありましたが、現在は空き家の状態です。目的建物には地震などにより建物に損傷が出ていますが、私もほとんど中に入ったことはなく、どのような状況かは分かりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 5月14日 15 : 15－15 : 20	大阪法務局北出張所	公図等調査
8年 5月14日 15 : 40－15 : 42	中之島図書館	物件確認
8年 5月15日 14 : 30－14 : 40	吹田市役所	道路、換地図面及び課税関係調査
8年 5月15日 15 : 30－15 : 40	物件所在地	物件及び占有確認（不在）、照会書投函
8年 5月18日	執行官室	照会書送付（所有者ライフトレーディング株式会社）
8年 6月16日 9 : 00－9 : 30	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、Bと面談
8年 6月17日 11 : 00－11 : 15	大阪法務局北出張所	法人調査

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

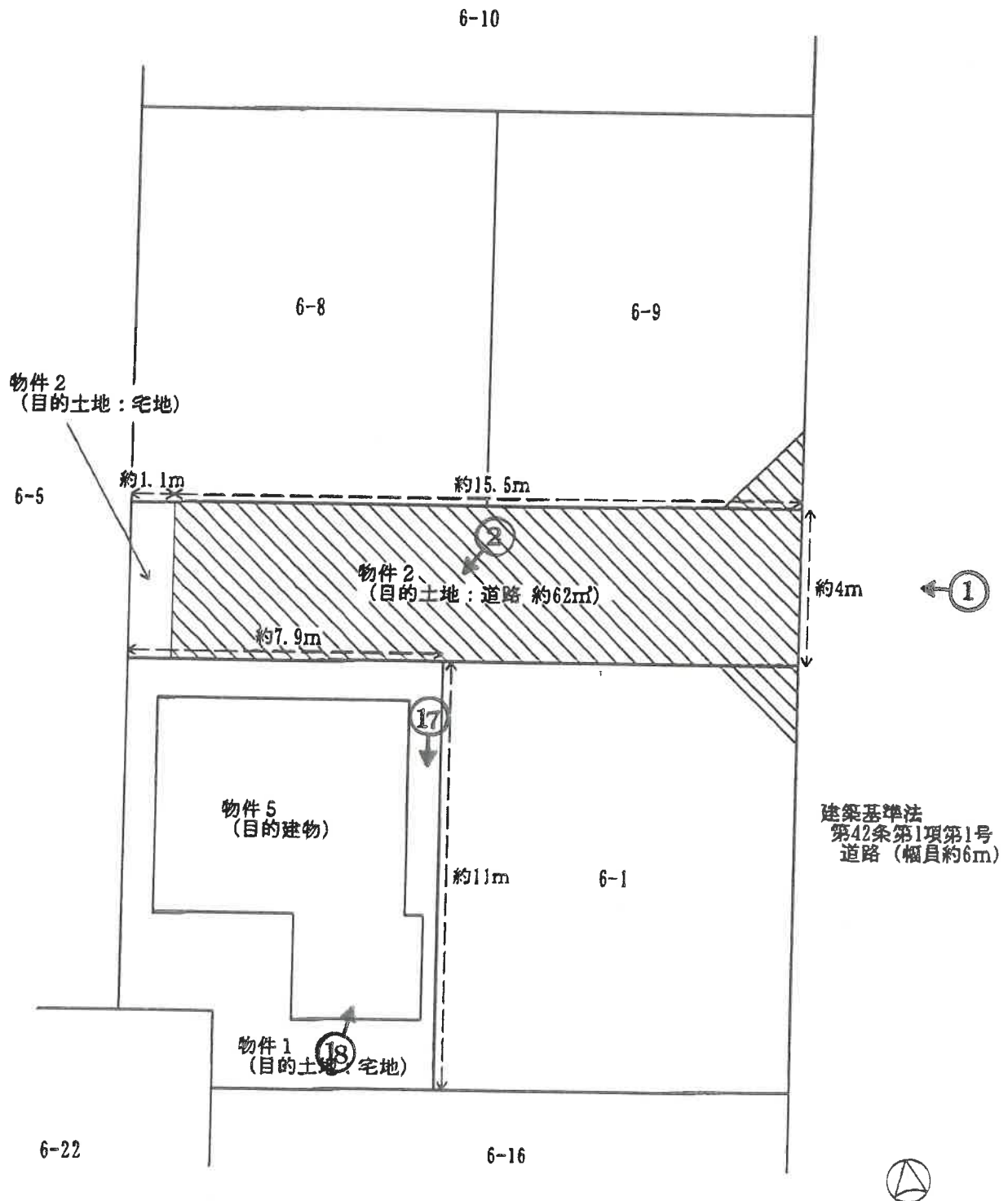
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

【土地建物位置関係図】

令和7年(ケ)第408号
[物件1・2・5]



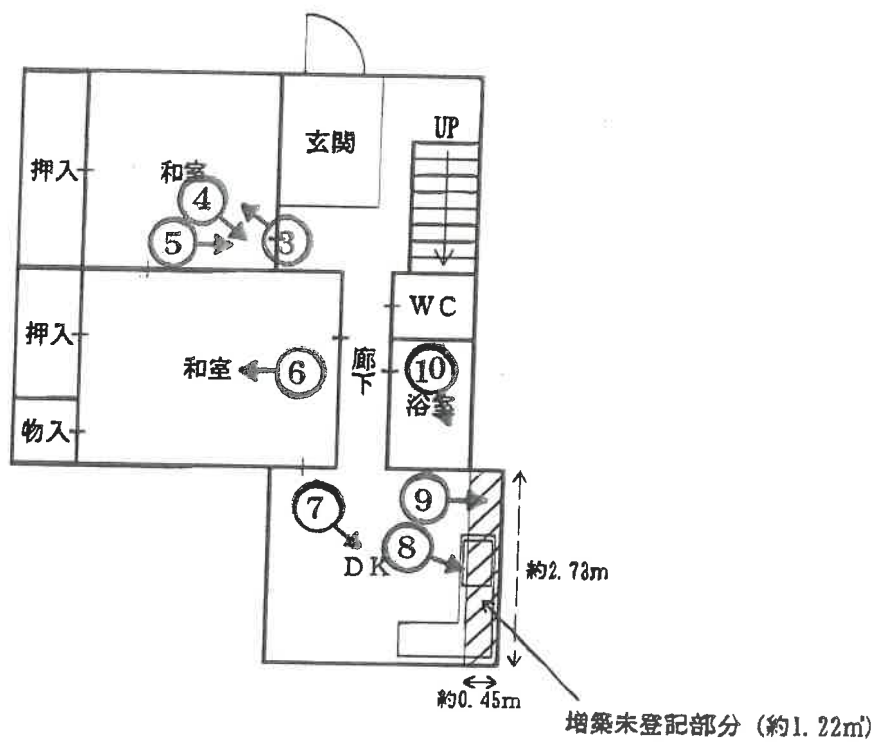
... 建築基準法第42条第1項第5号道路 (幅員約4m)

(←○写真撮影場所・方向)

【間取略図】

令和7年(ケ)第408号
[物件5]

1 階



2 階



(←○写真撮影場所・方向)



①

目的建物（物件
5）

件外建物（家屋番
号6番8）

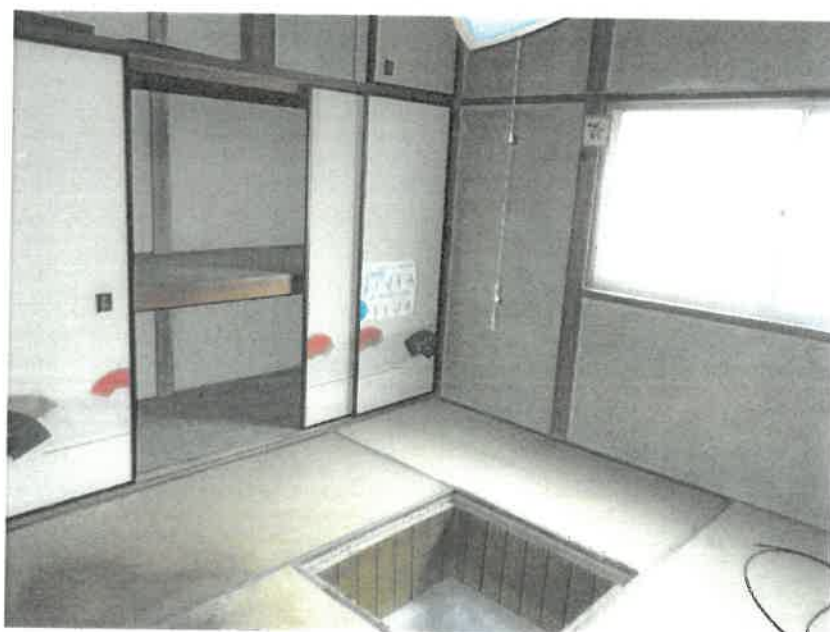
件外建物（家屋番
号6番9）

目的土地（物件
2）



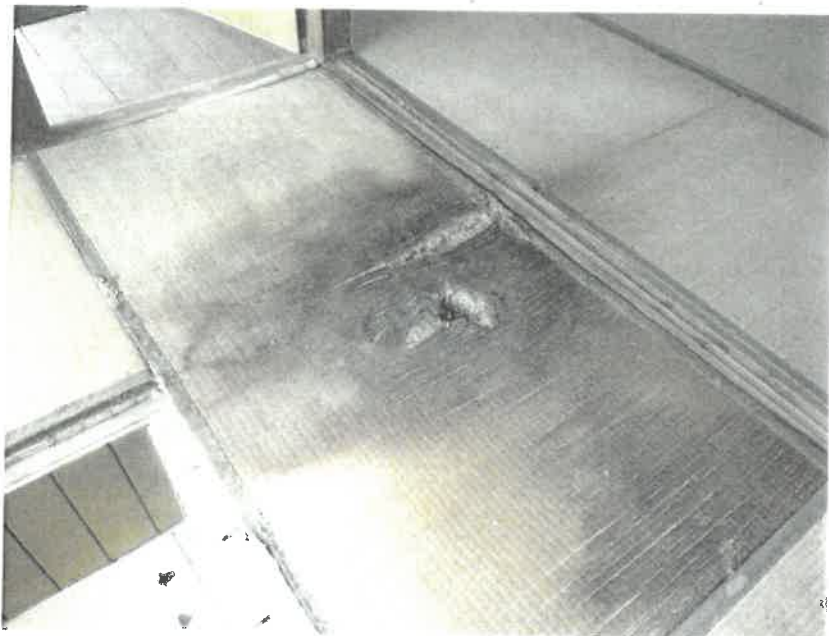
②

目的建物（物件
5）



③

物件5



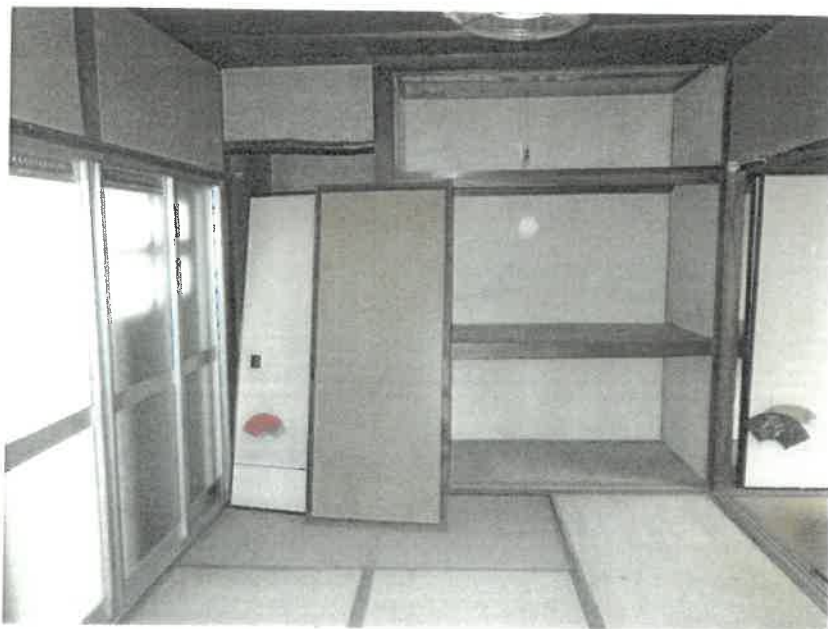
④

物件 5
畳の損傷



⑤

物件 5
天井の損傷



⑥

物件 5



⑦

物件 5



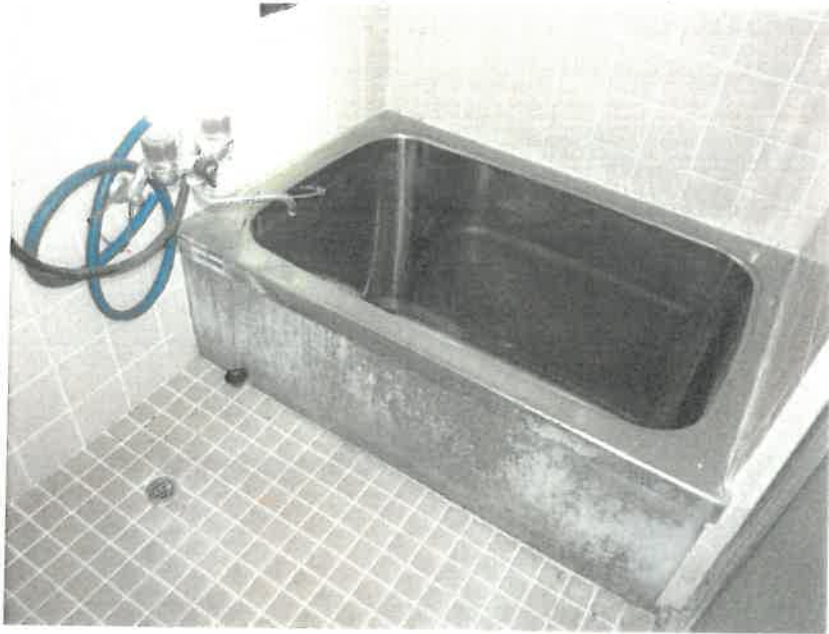
⑧

物件 5



⑨

物件 5



⑩

物件 5



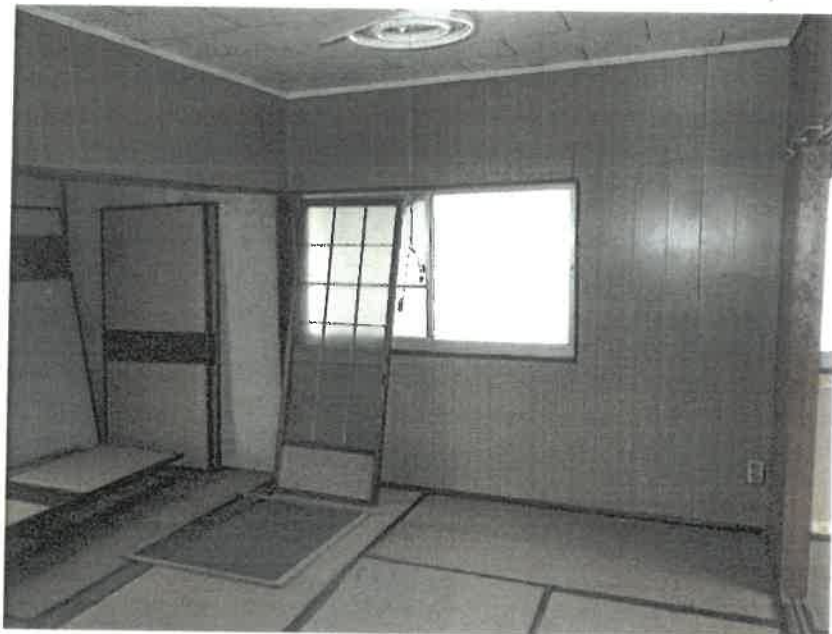
⑪

物件 5
畳の損傷

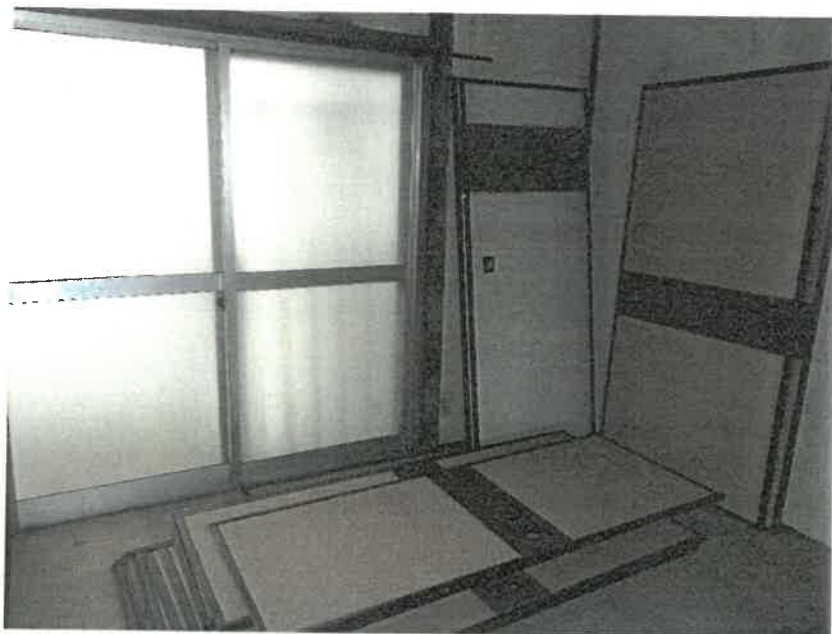


⑫

物件 5
天井、壁の損傷



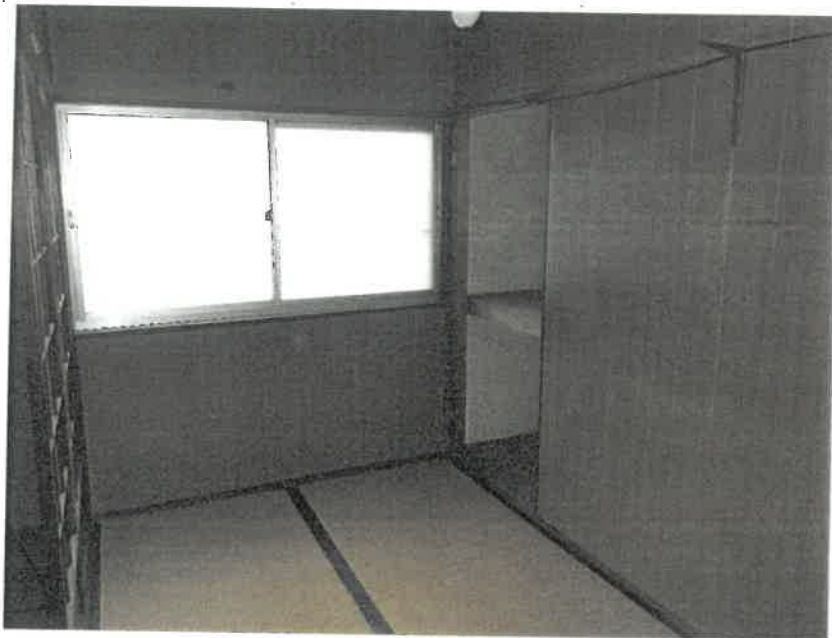
⑬
物件 5



⑭
物件 5

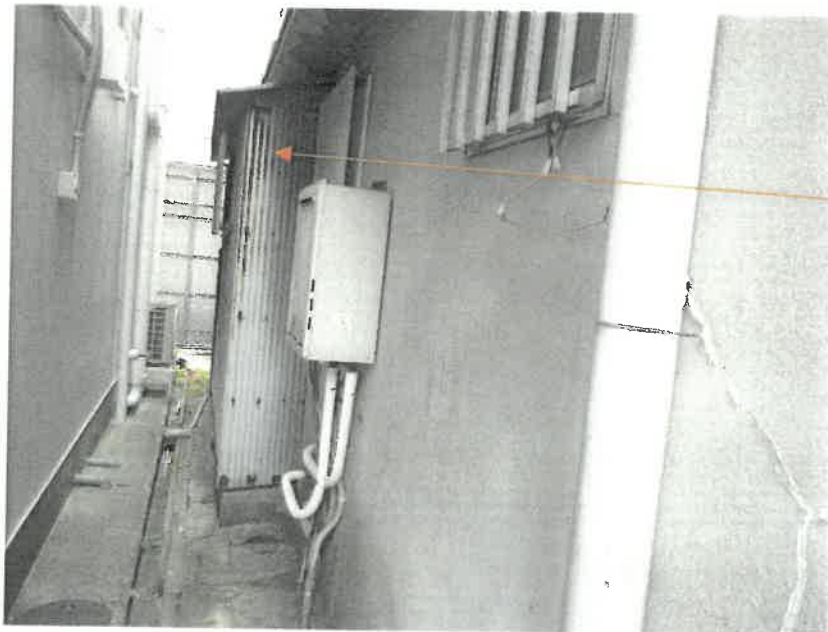


⑮
物件 5



①6

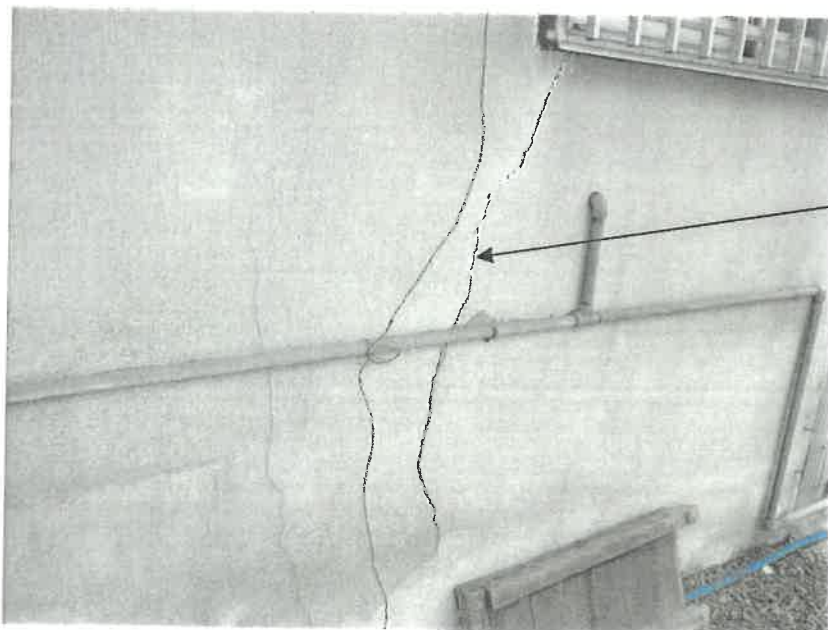
物件 5



①7

物件 5

増築部分



①8

物件 5

外壁の亀裂

令和7年（ケ） 第408号

[物件1・2・5]

令和8年6月16日 現地調査

令和8年8月12日 評 価

令和8年8月31日 補 正

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書（ 補 正 後 ）

（土地付建物）

評価人 不動産鑑定士

立 入 健 一 郎

第1 評価額

一 括 価 格	
金 10,430,000円	
内 訳 価 格	
物件1	金 8,340,000円
物件2	金 900,000円
物件5	金 1,190,000円

- 1 一括価格は、物件1・2・5の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の内訳価格は物件5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左 ※ 地目は、公衆用道路一部宅地である。
5	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左 ※ 床面積については、特記事項参照。
番号	特 記 事 項		
1・2・5	・物件1・2（目的土地）について、法務局備付の地積測量図が存しないことから、公図、法務局備付の建物図面及び換地図等を基に現地概測したところ、現況と登記数量は概ね一致した。なお、物件2の西側部分（宅地）以外は道路（私道）であり、現地概測したところ約62㎡が私道負担部分と考えられる。但し、正確には専門家による調査、測量等が必要である。 ・物件5（目的建物）について、法務局備付の建物図面を基に現地概測したところ、1階は現況と登記数量が異なり、その面積は約43.69㎡（増築未登記部分：約1.22㎡）である（間取略図参照）。但し、正確には専門家による調査、測量等が必要である。 ・目的土地を含む周辺（施行面積：約110.5ha）は、南吹田第2土地区画整理事業が施行済である（換地処分：昭和46年10月13日）。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位置・交通	大阪メトロ御堂筋線 江坂駅 北東方 道路距離 約650m (別添「受命物件の位置図」参照)	
付近の状況	事務所ビルや店舗付共同住宅等が建ち並ぶ商業地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	近隣商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	300%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	31m第4種高度地区、宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	148.08m ² (内、私道部分 約62m ²)
	形状	やや不整形
	間口・奥行	間口約6.8m(北側)・奥行約11m(東側)
	高低差等	ほぼ平坦
接面道路の状況	北側	幅員約4m私道(建築基準法第42条1項5号)
	接道状況	中間画地、ほぼ等高接面
土地の利用状況等	現況	居宅
	北側	道路
	東側	事務所
	南側	事務所
	西側	共同住宅
供給処理施設	上水道	あり(私設管)
	ガス配管	あり
	下水道	あり(私設管)
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性の有無について、閉鎖登記簿及び旧土地台帳、過去の住宅地図からの土地利用履歴等によると目的土地については土壌汚染の端緒は認められなかった。 但し、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	上記、画地条件の形状及び間口・奥行は、宅地部分についてである。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件5）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）昭和42年9月15日新築
	経過年数	約59年
	経済的残存耐用年数	0年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル等
	内 壁	ビニールクロス、塗壁、合板等
	天 井	合板、石膏ボード等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水設備等
	その他	－
床面積（現況）	延 約92.72㎡ DK（1階）に約1.22㎡の増築未登記有り。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	7DK
品 等	劣る	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	・ 目的建物は、外壁の亀裂や雨漏りによる天井や床の腐食等、毀損箇所が各所に見られる。 ・ 目的建物の建築時期、構造、用途等より、アスベスト含有建材の使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の建付地価格等を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格等 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	197,000	0.97	81.46	0.85	13,231,000
2 (宅地)	197,000	0.97	約4.62	0.85	750,000
2 (私道)	197,000	0.05	約62	—	611,000
合計			148.08		14,592,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 吹田-15

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 245,000\text{円/㎡} & \times 102.7/100 & \times 100/104 & \times 100/123 & = 197,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位 ※	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.04	1.00	1.00	1.00	1.04

※ 南向き

◇地域格差：	街路 ※ ¹	接近 ※ ²	環境	行政 ※ ³	総合（相乗積）
	1.08	0.95	1.00	1.20	1.23

※1：幅員・道路の種類・連続性 ※2：最寄駅への接近性 ※3：容積率

イ 個別格差：

	接面・方位	規模	形状 ※	その他	総合（相乗積）
宅地部分	1.00	1.00	0.97	1.00	0.97

※ やや不整形

	標準画地価格に対して
私道部分	0.05

ウ 地積：物件1は、登記数量による。物件2の私道部分は、概測数量による。

物件2の宅地部分は、登記数量から私道部分を控除した数量である。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件5（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
5	160,000	約92.72	0.02	297,000

ウ 現価率

経過年数 約59年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 60%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年} / (\text{経過年数} 59\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年}) \} \times (1 - 0.6)$$

$$= 0.02$$

※ 観察減価は中古建物に係る市場の特性及び保守管理の状態等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	13,231,000	0.10	場所的利益	1,323,000
2※	750,000	0.10	場所的利益	75,000

※ 私道部分を除く

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
1	13,231,000	－ 1,323,000		1.00	0.70		8,340,000
2	1,361,000	－ 75,000		1.00	0.70		900,000
5	297,000	＋ 1,398,000	1.00	1.00	0.70	0	1,190,000
一括価格 (合計)							10,430,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件の場合不要。

オ 競売市場修正

「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 吹田-15

所 在 : 大阪府吹田市南金田2丁目19番8「南金田2-19-15」
価 格 : 245,000円/㎡
位 置 : 大阪メトロ御堂筋線 江坂駅 南東方 820m (道路距離)
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 135㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接面街路 : 南 8m市道
用途指定等 : 第1種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率300%)
準防火地域
地域の概要 : 中小規模住宅、事務所、作業場等混在の住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 13,061,377円
物件2 : 10,681,917円
物件5 : 916,960円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取略図

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 吹田市江坂町一丁目
地 番 6番6
地 目 宅地
地 積 81.46平方メートル

所有者 亡A相続財産

- 2 所 在 吹田市江坂町一丁目
地 番 6番7
地 目 宅地
地 積 66.62平方メートル

所有者 亡A相続財産



物 件 目 録

5 所 在 吹田市江坂町一丁目6番地6

家屋 番号 6番6

種 類 居宅

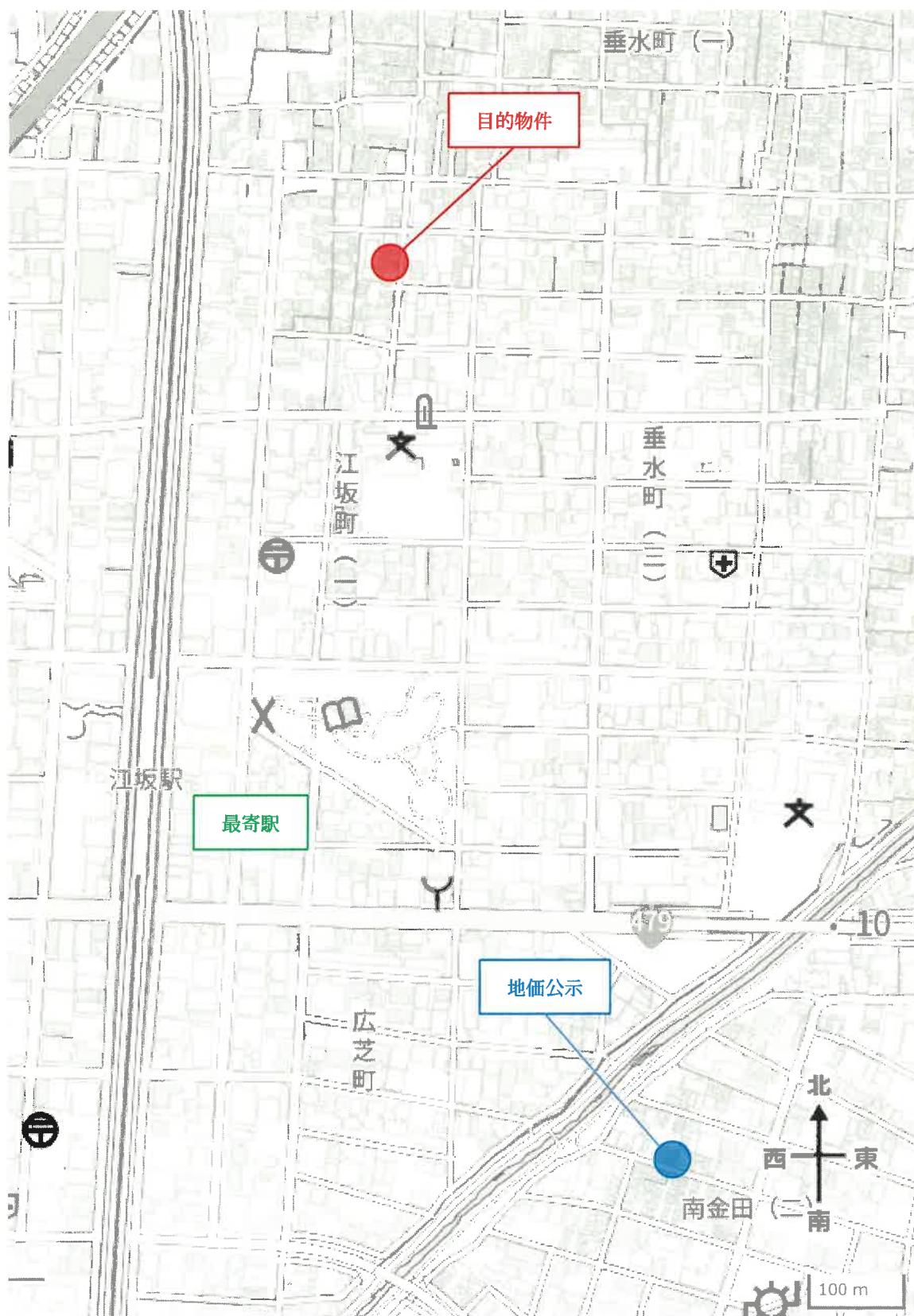
構 造 木造瓦葺2階建

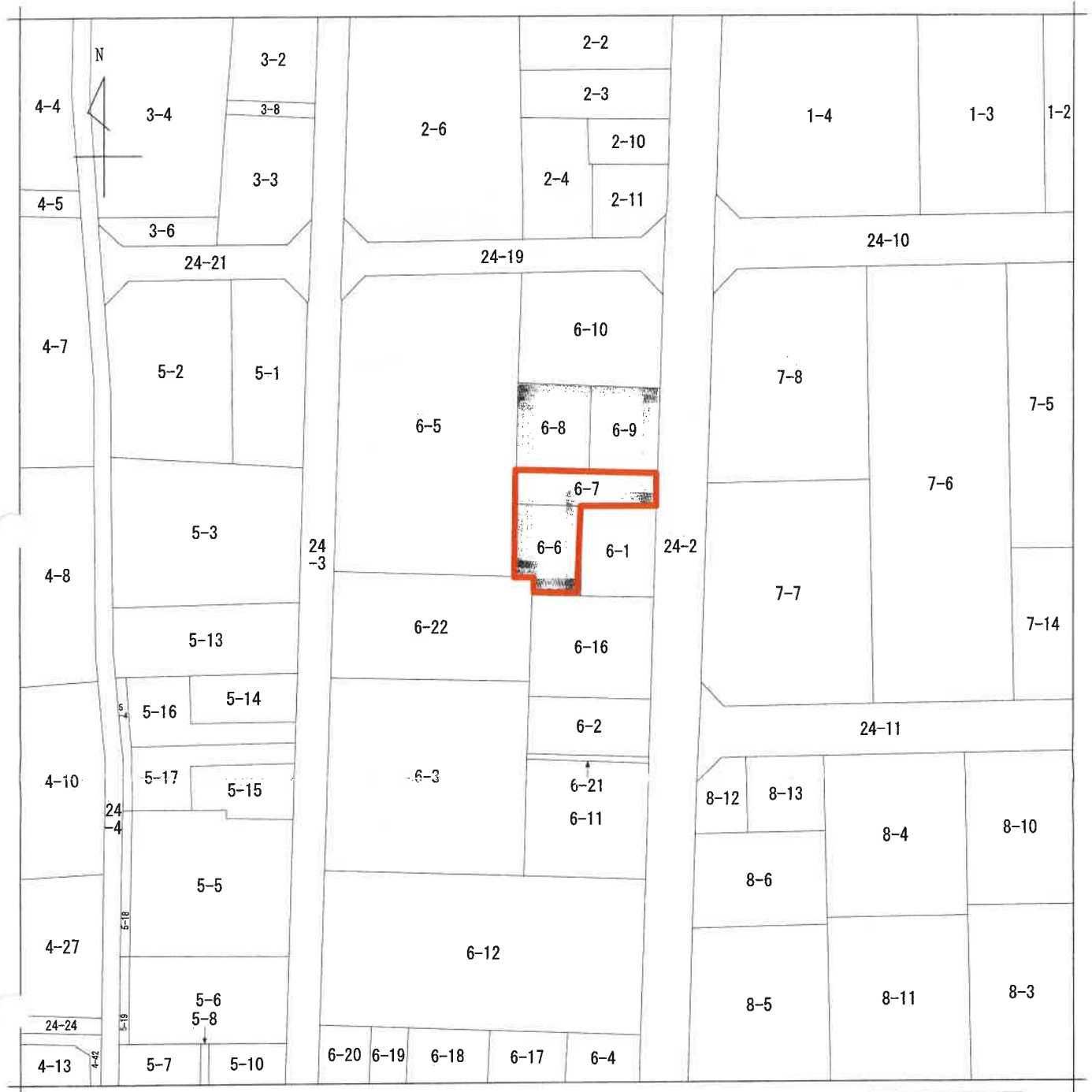
床 面 積 1階 42.47平方メートル
2階 49.03平方メートル

所有者 ライフトレーディング株式会社



【受命物件の位置図】





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域見出
江坂町1丁目

請 求 部 分	所 在	吹田市江坂町一丁目				地 番	6番6			
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座 標 系 又 座 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	昭和46年10月14日				備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和7年9月1日

大阪法務局

請求番号：55-1

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局北大阪支局管轄)
令和7年9月1日 大阪法務局

登記官

各階平面図

建物図面
(各階平面図) 55.2.20

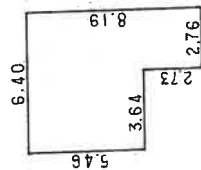
家屋番号

6-6

建物の所在

吹田市江坂町 / 丁目6-6

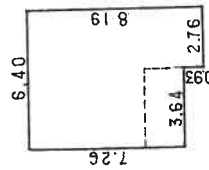
1階平面図



** 2カ ザ ヲセキ **

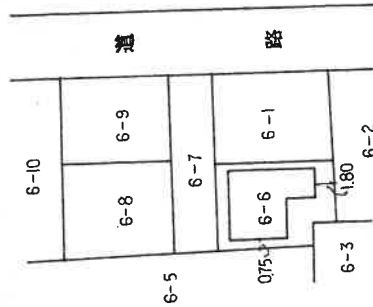
6.40X 5.46 = 34.9440
2.76X 2.73 = 7.5348
51 42.4788
42.47

2階平面図



** 2カ ザ ヲセキ **

6.40X 7.26 = 46.4640
2.76X 0.93 = 2.5668
51 49.0308
49.03



作製者

(昭和55年2月20日作製)

縮尺 1/250

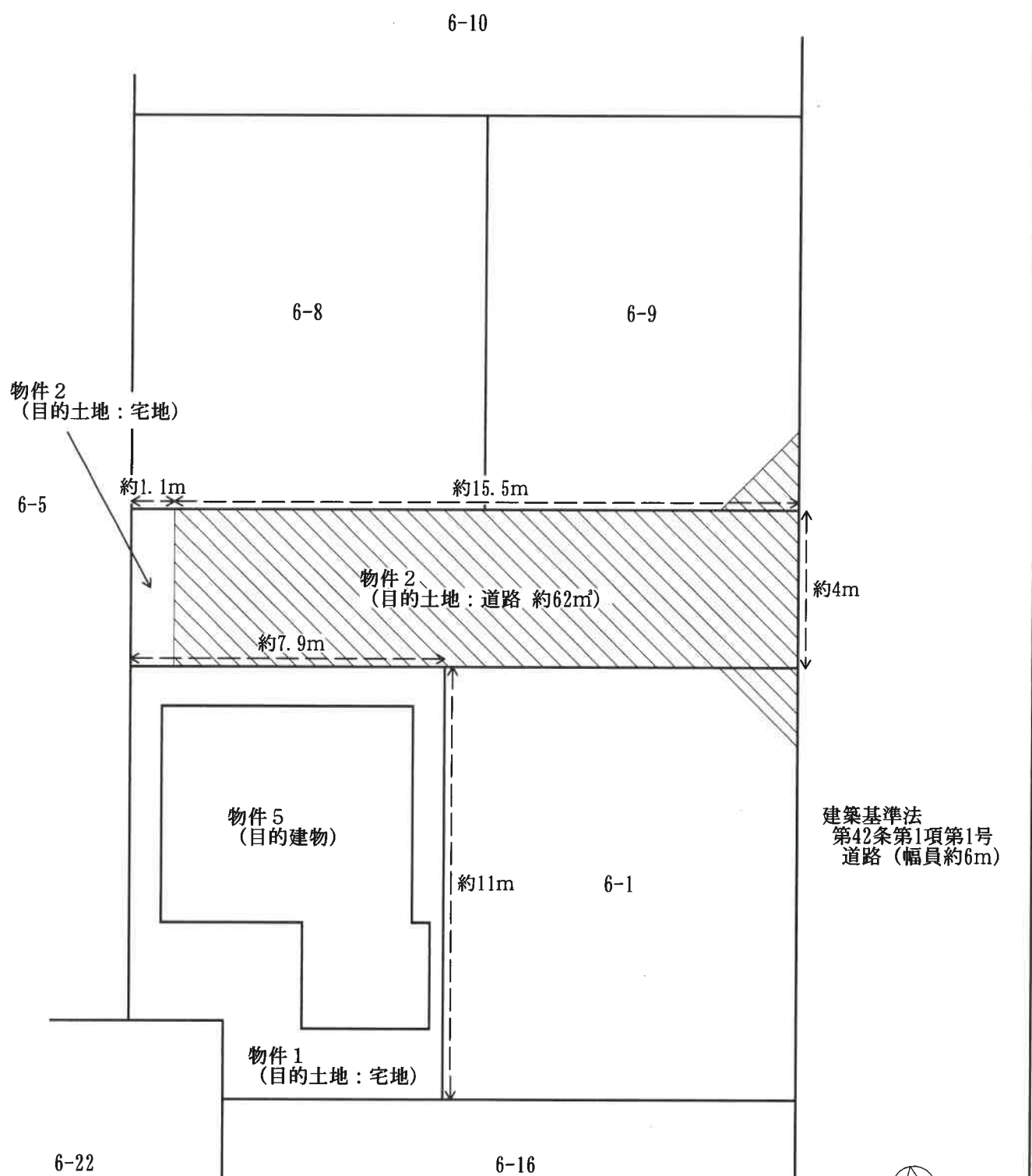
申請人

縮尺 1/500

5018453

【土地建物位置関係図】

令和7年(ケ)第408号
[物件1・2・5]

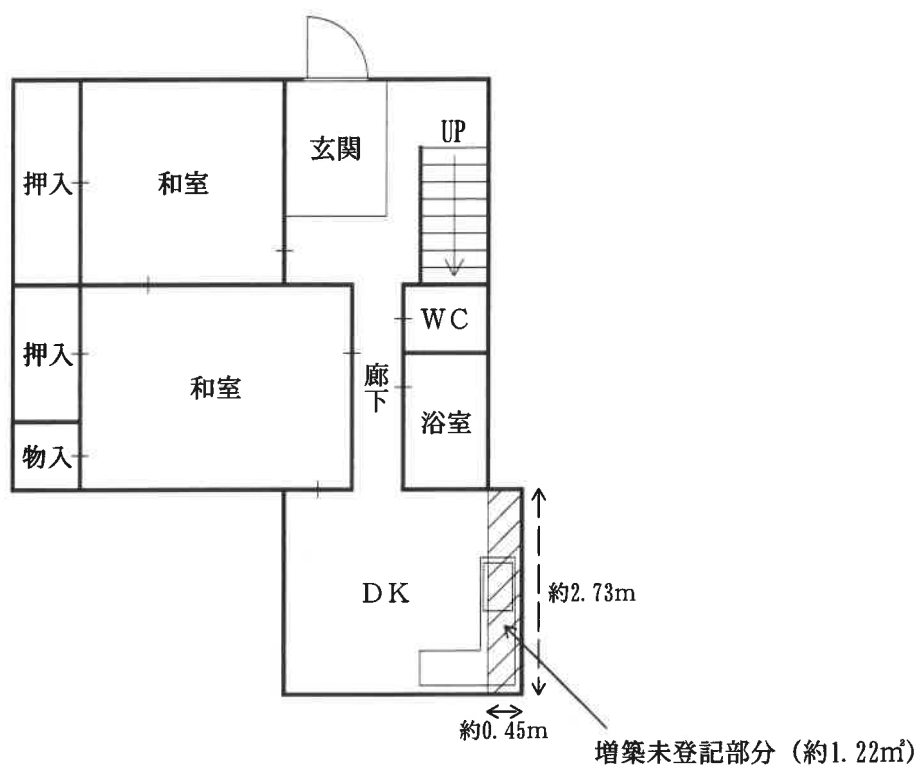


 ... 建築基準法第42条第1項第5号道路 (幅員約4m)

【間取略図】

令和7年(ケ)第408号
[物件5]

1 階



2 階

